

ルルマップ自然公園ふれらんど整備・運営事業

事業者募集要項

(公募型プロポーザル)



令和7年（2025年）7月

恵庭市

目次

1. 事業の概要.....	1
(1) 事業の目的	1
(2) 現況と課題	1
(3) 公園の位置・面積等.....	2
2. 事業内容と実施スキーム	2
(1) 実施内容	2
(2) 事業全体の流れ	2
(3) 事業手法	3
3. 契約条件・事業条件	4
(1) 運営期間	4
(2) 所有権・運営権・収益権の取扱い	4
(3) リスク分担・不可抗力	4
(4) 契約解除・罰則	4
(5) 保証・保険	4
(6) 法令順守・届出等	4
(7) 個人情報保護・情報管理	4
(8) 周辺環境・住民等への配慮	5
4. 応募資格	5
(1) 応募の制限	5
(2) 応募者の資格	5
(3) 応募の条件	5
5. 公募・選定スケジュール（予定）	6
6. 提出書類一覧	6
7. 応募手続きの方法	7
(1) 質問の提出方法	7
(2) 参加申込の方法	7
(3) 提案書の提出方法	7
(4) 提案ヒアリングの実施	7
(5) 本公募型プロポーザルへの参加に要する費用	7
8. 質疑応答・情報提供管理	8
(1) 説明会の開催	8
(2) 質問回答集の公表	8
(3) 資料提供方法	8
(4) 追加情報の管理	8
9. 基本協定および実施協定	8
(1) 基本協定（令和7年9月頃締結予定）	8

(2) 実施協定（令和 8 年 4 月以降締結予定）	8
10. 提案に係る記載事項	9
(1) 事業の実施方針と全体概要	9
(2) 整備計画	10
(3) 管理・運営体制	10
(4) 広報・誘客戦略	11
(5) 収支・資金計画	11
(6) 実施スケジュール	11
11. 審査方法・手順（配点含む）	11
(1) 審査手順	11
(2) 配点と評価基準（100 点満点）	11
(3) 審査運営・結果公表	12
12. 応募者を無効または失格とする規定	13
13. 公正性確保・秘密保持	13
(1) 公平性・公正性の確保	13
(2) 審査の守秘義務	13
(3) 秘密保持の取扱い	13
(4) 審査結果の公表	13
14. 提出・問合せ先	14
15. 参考資料一覧	14
16. 様式集（案）	14
様式第 1 号	16
様式第 2 号	17
様式第 3 号	18
様式第 4 号	19
様式第 5 号	20
様式第 6 号	21

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

本事業は、ルルマップ自然公園ふれらんど基本構想（令和5年（2023年）10月策定）およびルルマップ自然公園ふれらんど整備方針（令和6年（2024年）12月策定）に基づき、公園全体の新たな賑わいを創出し、持続可能で魅力ある施設運営を実現することを目的とします。

恵庭市（以下「市」という。）の豊かな自然環境や地域資源を活かしつつ、若年層やファミリー層を中心とした幅広い世代に支持される公園づくりを進め、集客力と収益性の向上、通年での安定した利用・収益確保を図ります。

さらに、民間事業者の資金・ノウハウを活用した官民連携のもと、効率的かつ質の高い施設整備・運営を目指します。

(2) 現況と課題

① 現況

ルルマップ自然公園ふれらんどは、恵庭市西島松に位置し、道央自動車道や国道36号に近く、札幌方面からの交通アクセスに優れた都市公園です。

平成24年度の開園以来、地域農業の保全・発展や景観・観光機能を発揮する都市農村交流拠点として整備され、多目的広場、パークゴルフ場、市民農園、果樹収穫体験、ソフトクリーム工房、フォレストアドベンチャー・恵庭などの施設が配置されています。

フォレストアドベンチャーの開園に機に若年層・ファミリー層の新たな利用者を獲得していますが、施設ごとに利用者層や市内外比率に偏りが見られます。

② 課題

○パークゴルフ場の利用者減少

収益性低下と将来的な利用増が見込めないため、高齢利用者（60歳以上）が9割を占める当施設は、令和6年度末で閉鎖しました。

○施設間の連携不足と相乗効果の欠如

各施設の利用者層や目的が異なるため、相互に利用を促す仕組みが不十分で、公園全体としての回遊性や相乗効果が得られていません。

○広報・宣伝の弱さ

公園入口のサインや道路沿いのPR看板がなく、統一的な広報や情報発信が不足しています。そのため、市内外への認知度が不十分であり、集客につながっていません。

○冬季利用・インバウンド需要の未開拓

冬季の利用メニューがなく、インバウンドを含む通年での集客が課題となっています。

○民間活力導入に向けた整備・運営手法の検討

官民連携による持続可能な長期運営体制の確立が求められています。また、必要最小限のインフラ整備など行政の役割分担も整理が必要です。

(3) 公園の位置・面積等

- ① 所在地：北海道恵庭市西島松



- ② 面積：約 32.39ha
③ 都市計画：都市計画区域内（市街化調整区域）

2. 事業内容と実施スキーム

(1) 実施内容

- ① 公園施設の企画・設計・整備
- ② 整備後の施設の運営・維持管理（通年対応）
- ③ 広報・誘客の実施、地域連携施策の展開

(2) 事業全体の流れ

本事業の主なスケジュールは以下のとおりです。

- ① 公募開始・募集要項公表
- ② 質問受付・回答
- ③ 参加申込受付
- ④ 提案書提出
- ⑤ ヒアリング（プレゼンテーションおよび質疑応答）
- ⑥ 選定委員会による評価・最優秀提案の選定
- ⑦ 結果通知
- ⑧ 基本協定の締結（令和 7 年（2025 年）9 月頃締結予定）
 - 提案内容に基づく整備・運営の方向性確認
 - 事業方式（BTO または BOT）の確定
 - 詳細協議・設計着手に向けた枠組みの設定

⑨ 実施協定の締結（令和 8 年（2026 年）4 月以降締結予定） ※双方合意した場合に限る。

○施設の設計・施工・運営に関する詳細条件の確定

○施設引渡条件、運営期間および費用負担の確定

○中途解除、契約不履行、リスク分担、原状回復義務などの確定

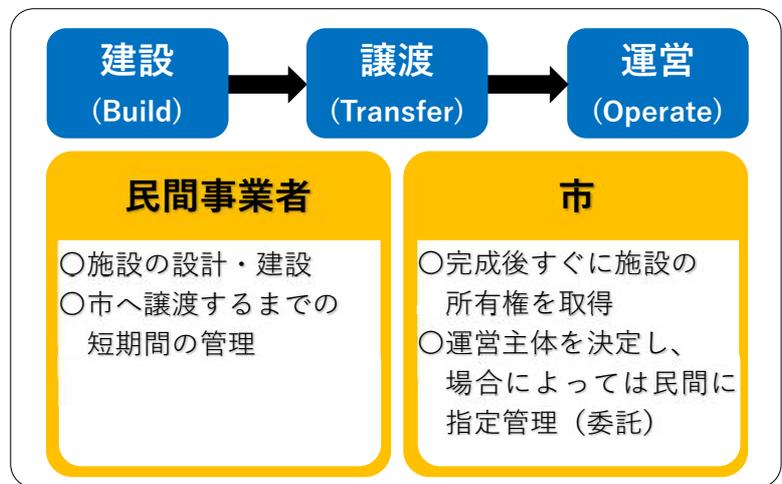
※基本協定締結後、市および事業者の協議により 2 年以上が経過しても実施協定が締結されない場合、基本協定を破棄することがあります。この場合、最優秀提案者として選定された日から基本協定を破棄する日までの間に、事業者が本事業の実施に要したすべての費用は事業者の負担とします。市はこれに伴ういかなる損害についても責任を負わないものとします。

⑩ 施設整備・運営開始

(3) 事業手法

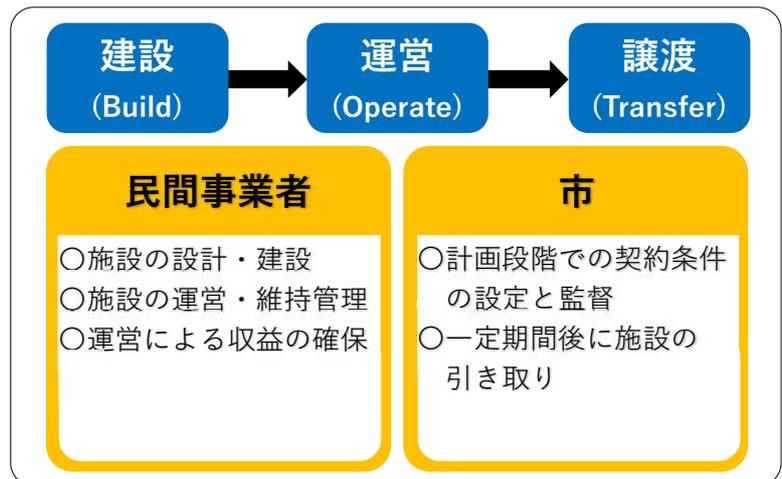
BTO 方式（Build Transfer Operate）

事業者が整備した施設は完成後に市に無償譲渡され、市は施設の所有権を有します。譲渡後、事業者が一定期間にわたり施設を運営する方式です。市の関与のもとで公共性を確保しつつ、民間の効率的な運営が可能となる特徴があります。この際、運営を担う事業者を、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に指定する場合があります。



BOT 方式（Build Operate Transfer）

事業者が施設の整備・運営を行い、契約終了後に施設を市へ移転します。整備から運営までを一体的に進めることで、民間の創意工夫を最大限に活用できます。契約期間中の施設の所有権は事業者にあります。契約終了後に施設が市へ移転し「公の施設」となった後は、その運営を地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に指定または委託する場合があります。



いずれの方式においても、施設の設計、整備、運営、維持管理までを一括して民間事業者が担うことにより、事業の効率性と継続性、地域への付加価値を高めることを目的としています。

3. 契約条件・事業条件

本事業の基本的な契約条件は次のとおりとし、詳細は基本協定・実施協定において定める。

(1) 運営期間

本事業における運営期間は、原則として20年とする。

ただし、市および事業者の協議により、延長する場合がある。

(2) 所有権・運営権・収益権の取扱い

- ① BTO方式の場合、施設完成後、施設の所有権は市に帰属し、事業者には運営権・収益権を付与する。
- ② BOT方式の場合、契約終了後、施設の所有権は市に無償譲渡される。
- ③ 収益は原則として事業者には帰属するが、公共料金部分については市の事前協議・承認を要する。

(3) リスク分担・不可抗力

地震・風水害その他の不可抗力に起因する損害の復旧については、原則として事業者の保険による対応とする。必要に応じて市と協議の上、復旧の方法および費用負担を決定する。

(4) 契約解除・罰則

- ① 市は次の場合、契約を解除できる。
 - 契約違反または重大な義務不履行があったとき
 - 公序良俗に反する行為があったとき
 - 停滞・廃業等により運営が著しく不適切と認められるとき
- ② 解除の場合、事業者は市に生じた損害を賠償するものとする。

(5) 保証・保険

事業者は市が定める履行保証金または保証会社による保証を提供するものとする。必要な保険に加入し、市に証明書を提出するものとする。

(6) 法令順守・届出等

事業者は、本事業の実施にあたり、土壌汚染対策法、特定都市河川浸水被害対策法、都市公園法、建築基準法その他関連法令に基づく届出、許認可、協議等を必要に応じて適切に行うものとする。

また、解体・改修工事を行う場合は、建設リサイクル法その他関係法令に基づく届出および再資源化等を適切に実施するものとする。

(7) 個人情報保護・情報管理

事業者は、本事業の実施にあたり、個人情報の保護に関する法律、恵庭市個人情報の保護に関する法律施行条例その他関連法令等を遵守し、本事業に関連して取得・管理する個人情報等の情報資産について、適切な管理措置を講じるものとする。

また、情報漏洩その他不正利用の防止のため必要な体制を構築・維持するものとする。

(8) 周辺環境・住民等への配慮

事業者は、施設の整備および運営にあたり、周辺住民・関係団体等への影響（景観、騒音、交通、安全等）に十分配慮し、必要に応じ協議・説明等の適切な対応を行うものとする。

4. 応募資格

(1) 応募の制限

以下のいずれかに該当する者は応募できません。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者
- ② 恵庭市暴力団排除条例に基づく排除対象に該当する者
※暴力団、暴力団員または暴力団密接関係者（以下、暴力団関係者）
- ③ 応募日時点で市からの指名停止等の措置を受けている者
- ④ 市税・法人税・消費税などの滞納がある者（徴収猶予を除く）
- ⑤ 過去に事業遂行上重大な瑕疵があると認定された者

※これらの制限に該当しないことを確認するため、以下の書類を提出してください

- 誓約書（様式第 2 号）
- 市税納付状況確認に係る同意書（様式第 3 号）

(2) 応募者の資格

- ① 応募者は法人または複数法人による共同企業体（JV）とする。
- ② 応募者または構成員は直近決算において債務超過でないこと。
- ③ 共同企業体の場合は代表法人を定め、代表法人が提案・契約等に関する責任を負うこと。

※資格確認のため、以下の書類を提出してください

- 登記事項証明書（写）
- 定款（写）
- 財務諸表（直近 3 期分）
- 類似実績一覧および証明資料

(3) 応募の条件

- ① 同一法人が複数の提案に参加すること（代表・構成員いずれも）は不可とする。
- ② 応募にあたっては、必要書類を提出期限までに完全な形で提出すること。

5. 公募・選定スケジュール（予定）

表：公募・選定スケジュール

項目	日程
公募開始	令和7年7月1日（火）
質問受付締切	令和7年7月11日（金）17時00分必着
質問回答	令和7年7月18日（金）予定 ※市ホームページ掲載
参加申込締切	令和7年7月22日（火）正午（12時00分）必着
提案書提出期限	令和7年8月20日（水）17時00分必着
ヒアリング（プレゼンテーションおよび質疑応答）	令和7年8月22日（金）～8月28日（木）を予定 ※日時は別途通知
審査結果通知	令和7年9月3日（金）※文書にて通知予定
基本協定締結	令和7年9月中旬を予定 ※協議の上確定

※天災地変、感染症の拡大、その他不可抗力により、公募・選定スケジュールに支障が生じた場合、市は日程の変更、審査の延期または中止を行うことがあります。その場合は、市ホームページ等を通じて速やかに応募者に周知します。

6. 提出書類一覧

以下の書類を、紙媒体および電子媒体で提出してください。

- ① 紙媒体：正本1部、副本9部（計10部）
- ② 電子媒体：PDF形式で保存したUSBメモリー1本

※提出部数を満たさない場合は、無効とすることがあります。

表：提出書類一覧

書類名	提出形式	必要部数	提出期限
参加申込書（様式第1号）	紙・PDF	1	令和7年7月22日（火）12:00（正午）必着
誓約書（暴力団関係者）	紙・PDF	1	
市税納付同意書	紙・PDF	1	
登記事項証明書・定款写し	紙・PDF	1	
財務諸表（直近3期）	紙・PDF	1	
提案書（自由様式）	紙・PDF	10	令和7年8月20日（水）17:00必着

※提出された提案書・USBメモリーは返却しません。

USBメモリーは、ウイルスチェック済のものを提出してください。

7. 応募手続きの方法

(1) 質問の提出方法

- 提出方法：電子メールにて提出
- 宛先：hanatomidori@city.eniwa.hokkaido.jp
- 件名：【ルルマップ質問】と記載
- 受付期間：令和7年7月1日（火）～7月11日（金）17:00
- 回答方法：7月18日（金）までに市ホームページに掲載

(2) 参加申込の方法

- 提出方法：持参または郵送（いずれも必着）
- 宛先：恵庭市 経済部 花と緑・観光課
- 住所：〒061-1498 恵庭市京町1番地
恵庭市 経済部 花と緑・観光課
- 提出期限：令和7年7月22日（火）12:00（正午）必着
- 提出書類：参加申込書（様式第1号）、誓約書（様式第2号）、市税納付状況確認に係る同意書（様式第3号）、登記事項証明書（写）、定款（写）、財務諸表（直近3期分）

(3) 提案書の提出方法

- 提出方法：持参または郵送（いずれも必着）
- 提出期限：令和7年8月20日（水）17:00 必着
- 提出部数：紙媒体（正本1部、副本9部）および電子媒体（PDF形式で保存したUSBメモリー1本）
- 提出先：恵庭市 経済部 花と緑・観光課
- 備考：期日後の受領やFAX、メールでの提出は受け付けることはできません。
また、提案書提出後の内容修正、追加、訂正は一切認めません。ただし、市の求めに応じて説明・補足資料の提出を指示する場合はこの限りではありません。

(4) 提案ヒアリングの実施

- 実施方法：全提案者または選定数社を対象に、対面方式にて実施
- 実施日程：令和7年8月22日（金）～8月28日（木）の間（日時は個別に通知）
- 実施内容：提案内容のプレゼンテーションおよび質疑応答
- ヒアリングにおけるプレゼンテーションは、1応募者につき説明20分、質疑応答20分の計40分とします。
- 使用できる資料は事前に提出された提案書をPDF化したデータのみとし、その他の資料の持ち込み・提示は認めません。パソコン、プロジェクター、スクリーンは市が用意します。

(5) 本公募型プロポーザルへの参加に要する費用

本公募型プロポーザルへの参加に要する資料作成費、交通費、通信費、ヒアリング出席費その他一切の費用は、応募者の負担とします。

8. 質疑応答・情報提供管理

本公募型プロポーザルに関する情報提供および質疑応答の管理は次のとおりとします。

(1) 説明会の開催

本事業に関する説明会は開催しません。必要に応じ、質疑応答および参考資料提供で対応します。

(2) 質問回答集の公表

質問の回答および質問・回答集は、市ホームページで公表します。

(3) 資料提供方法

提供資料は原則、電子データ（PDF形式等）とし、市ホームページからダウンロードしてください。

(4) 追加情報の管理

- ① 質問受付後の新規資料提供、条件変更は、市の判断に基づき質問回答集等にて一斉に通知します。
- ② 個別の資料提供や条件緩和・優遇措置は行いません。

9. 基本協定および実施協定

本事業においては、公募型プロポーザルにより最優秀提案者を選定した後、市と事業者との間で、以下の二段階の協定を締結することを予定しています。それぞれの協定において定める主な事項は以下のとおりです。

(1) 基本協定（令和7年9月頃締結予定）

本協定は、最優秀提案者の選定後、事業の基本的な方向性、役割分担、今後の手続き等を確認するために締結するものです。

- ① 締結時期: 令和7年9月中旬を予定
- ② 主な内容:
 - 提案内容に基づく整備・運営の基本的な方向性の確認
 - 事業方式（BTOまたはBOTのいずれか）の確定
 - 詳細協議および設計着手に向けた枠組みの設定
 - 事業期間に関する基本的な合意
 - 事業者の法的地位および基本的な役割分担
 - 秘密保持義務に関する基本的な事項
 - 損害賠償、契約解除に関する基本的な考え方

(2) 実施協定（令和8年4月以降締結予定）

本協定は、基本協定に基づき詳細協議を行った上で、施設の設計、施工、運営等に関する具体的な条件を確定させるために締結するものであり、双方が合意した場合に限り、本協定の締結をもって具体的な事業実施に着手します。

- ① 締結時期: 令和 8 年 4 月以降を予定
- ② 主な内容:
 - 施設の設計、施工、運営、維持管理に関する詳細条件の確定
 - 施設引渡条件（BOT 方式の場合）、運営期間および費用負担の確定
 - 中途解除、契約不履行、リスク分担、原状回復義務などの詳細な規定
 - 事業費（初期投資、運営維持管理費等）の詳細およびその精算方法
 - 事業収益の取り扱いに関する詳細（公共料金部分の事前協議・承認を含む）
 - 提供するサービスの質に関する具体的な基準およびその評価方法
 - 市によるモニタリング体制および報告義務
 - 保証・保険に関する詳細条件
 - 法令遵守、各種届出、許認可に関する事業者の具体的な義務
 - 個人情報保護、情報管理に関する詳細な取り決め
 - 周辺環境・住民等への配慮に関する具体的な措置

※基本協定締結後、恵庭市および事業者の協議により 2 年以上が経過しても実施協定が締結されない場合、市は基本協定を破棄することがあります。この場合、最優秀提案者として選定された日から基本協定を破棄する日までの間に、事業者が本事業の実施に要したすべての費用は事業者の負担とします。市はこれに伴ういかなる損害についても責任を負わないものとします。

10. 提案に係る記載事項

提案書には、次の各項目について具体的かつ分かりやすく記載してください。

(1) 事業の実施方針と全体概要

- ① 公園の特性を踏まえた整備・運営の基本的な考え方

本事業では、ルルマップ自然公園ふれらんの豊かな自然環境や景観、既存施設の特性を最大限に活かし、持続可能で地域に根ざした整備・運営を基本方針とします。施設の複合利用、自然との調和、環境保全に配慮した整備を進めるとともに、市民のスポーツ振興や健康づくり、交流の場としての機能強化を図ります。※ルルマップ自然公園ふれらんど基本構想および整備方針に基づくもの

特に、プロスポーツ選手の高い技術や姿勢に触れる機会を創出し、恵庭市の子どもたちを含む市民のスポーツ意欲向上と地域活性化に資する取り組みを推進します。
- ② 各取り組みの位置づけ、目的、想定利用者など

本事業は、都市公園としての公共性を確保しつつ、市民や来園者が安全・快適にスポーツ・レクリエーション・交流を楽しめる場を創出することを目的とします。

想定利用者は恵庭市民の他、北海道内外からの観光客やスポーツ合宿・大会等の利用団体など幅広く、市民のスポーツ振興や健康増進、地域交流に資する施設を目指します。
- ③ 第 5 期恵庭市総合計画および第 2 期恵庭市観光振興計画の趣旨を踏まえた、地域全体の活性化や観光振興に資する整備・運営方針

本事業は、第 5 期恵庭市総合計画および第 2 期恵庭市観光振興計画の趣旨を踏まえ、地域の魅力向

上、観光振興、交流人口の拡大、地域経済の活性化に資する整備・運営を目指します。①で述べた基本的な考え方にに基づき、スポーツ振興や健康増進、自然とのふれあいの機会創出を通じ、地域全体の活性化を図ります。

(2) 整備計画

- ① 整備対象エリアのゾーニング案および施設配置案
- ② 「ルルマップ自然公園ふれらんど整備方針」第3章「整備方針」に示された考え方を実現するための具体的な整備内容（例：施設の複合利用、持続可能な管理）
- ③ 特に、サッカー場やキャンプ場等の利用者ニーズが高い施設の整備を積極的に盛り込むこと
- ④ スポーツ合宿等の団体利用の誘致を見据えた施設構成・動線計画・滞在機能の提案
- ⑤ 新設または改修する施設の概要（機能・規模・配置等）
- ⑥ 景観・環境への配慮、墓園との関係性への配慮

※整備計画にあたっての留意事項

以下の設計条件・制約を考慮し、整備提案を行うこと。

- 土地利用に関する制約
 - ・当該地は都市計画区域内（市街化調整区域）であり、かつ都市公園内に位置するため、都市公園法等の関係法令に基づく公園施設以外の施設を整備することはできません。
- 建築物に関する基本条件
 - ・建築基準法第52条第1項および第2項の規定による建築物の容積率 200%
 - ・建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建ぺい率 60%
 - ・恵庭市都市公園条例第2条の2第1項の規定による建築物の建ぺい率 2%
 - ※都市公園法施行令第6条第1項第2号に規定する建築物の建ぺい率 22%
 - ・景観上の配慮から、周辺との調和に留意した意匠とすること。
- 施設用途の制限事項
 - ・都市公園法をはじめとする関係法令により、公園施設として認められた用途以外の目的での施設利用はできません。
- 景観・環境への配慮
 - ・植栽、自然地形の保全、緑視率の確保など、自然環境との調和を図る整備とすること。
 - ・夜間照明等の使用にあたっては、周辺環境への影響に十分配慮すること。
- 上下水道
 - ・上水道は恵庭市からの給水を、下水道は合併処理浄化槽による処理を基本として計画してください。

(3) 管理・運営体制

- ① 実施体制（組織図、役割分担、連携体制）
- ② 管理運営方法（維持管理基準、業務分担、品質管理）
- ③ 通年運営・冬季対応、緊急時の対応体制など

(4) 広報・誘客戦略

- ① 利用促進に向けた広報展開方針（媒体、ターゲット等）
- ② 地元観光資源や団体との連携
- ③ イベント等を通じた地域活性化施策

(5) 収支・資金計画

- ① 事業費の概算および調達方法（自己資金、借入等）
- ② 運営収支のシミュレーション（5年程度）
- ③ リスクの整理および対応方針

(6) 実施スケジュール

- ① 整備段階ごとの工程表（設計、施工、開業）
- ② 開業後の運営開始時期と体制整備の見通し
- ③ 段階整備を行う場合の全体像と完了時期

11. 審査方法・手順（配点含む）

本公募型プロポーザルにおける事業者の選定は、恵庭市が設置するルルマップ自然公園ふれらんど整備・運営事業 事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出された提案書・関連書類およびヒアリングを基に総合評価を行い、最優秀提案者を選定します。

(1) 審査手順

- ① 一次審査（書面審査）
提出された提案書・関連書類を評価し、ヒアリング対象者を決定します。
- ② 二次審査（ヒアリング）
ヒアリング（プレゼンテーションおよび質疑応答）を実施します。
- ③ 総合評価
一次・二次審査の結果を総合して評価し、最優秀提案者および次点（優先交渉権者）を選定します。

(2) 配点と評価基準（100点満点）

表：提案記載事項と主な評価項目（配点）、評価観点

提案記載事項	主な評価項目（配点）	評価観点
事業の実施方針と全体概要	官民連携の適正性 （10点）	○官民の役割分担の明確さ ○責任リスク負担のバランス ○公共性・公平性の配慮
	創意工夫・独自性 （10点）	○地域資源や公園特性を活かした独自性 ○プロスポーツ・地域スポーツ団体との連携の新規性 ○遊具広場やキャンプ場を含むレクリエーション施設の活用・提案の工夫

	地域貢献・スポーツ団体連携 (10点)	○地域活性化の具体性・持続性 ○スポーツ振興の具体性・持続性 ○プロスポーツ・地域スポーツ団体との連携の具体性・持続性
整備計画	整備内容の妥当性 (25点)	○ゾーニング・配置の合理性、法令適合性、利用者ニーズ・安全性への配慮 ○既存施設との連携 ○地元事業者の活用
	創意工夫・独自性 (10点)	○複合利用、環境・景観配慮 ○持続可能な管理の工夫 ○地域団体連携の反映
管理・運営体制	実施体制の実現性 (10点)	○実施体制の具体性・明確さ ○維持管理・緊急対応の実効性
	地域連携・実績 (5点)	○地域団体・プロスポーツ・地域スポーツ団体との運営連携の実績
広報・誘客戦略	創意工夫・地域貢献 (10点)	○地域団体・プロスポーツ・地域スポーツ団体と連携した広報・イベント戦略の具体性・新規性
収支・資金計画	官民連携の適正性 (5点)	○公民役割分担、収益性と公共性の両立 ○リスク整理・対応策
実施スケジュール	スケジュールの妥当性 (5点)	○工程表の現実性 ○段階的整備の工夫

表：5段階評価の審査基準詳細

評価ランク	点数の目安 (満点基準比)	評価基準
5 (非常に優れている)	100% (満点)	本事業の目的に非常に適合し、創意工夫・独自性が高く、持続可能性・実現性が十分に裏付けられている。具体的かつ実効性のある提案であり、他の提案と比べて突出した内容を有する。
4 (優れている)	75%程度	本事業の目的に適合し、独自性・創意工夫が感じられ、実現性・持続性も十分である。提案内容に具体性があり、安心して事業を任せられる水準である。
3 (標準的である)	50%程度	本事業の目的にはおおむね適合しており、一定の実現性・持続性・具体性がある。創意工夫は限定的で、特筆すべき新規性や独自性は乏しいが、許容範囲内である。
2 (一部不十分である)	25%程度	本事業の目的への適合や実現性において一部不十分な点がある。具体性・創意工夫に欠け、改善を要する内容が見られる。
1 (不十分である)	0%	本事業の目的に適合せず、実現性・持続性・具体性が極めて乏しい。提案としての完成度が低く、評価に値しない。

(3) 審査運営・結果公表

- ① 審査は公平・公正・透明性をもって実施し、利益相反のない委員で構成します。
- ② 各委員が採点し、総得点に基づき選定します。著しい欠点がある場合は総得点にかかわらず選定対象外となる場合があります。

※「著しい欠点」とは、提案内容が関係法令に違反するもの、安全性・環境保全に重大な支障を及ぼすもの、または事業目的を著しく損なうものなどを指し、選定委員会が総合的に判断します。

(例：都市公園法違反、収支計画の実現性が著しく低い場合など)

- ③ 応募者が1社のみの場合でも、選定委員会における総合評価の結果、得点率が60%以上であれば、最優秀提案者として選定します。
- ④ 最優秀提案者の名称・選定理由の概要・総得点は市ホームページ等で公表します。委員個別の評価内容・詳細得点は非公表とします。
- ⑤ 市は、審査の結果、いずれの提案も採用しないことを決定する場合があります。その場合、応募者に損害が生じていても市はその責任を負いません。

12. 応募者を無効または失格とする規定

以下のいずれかに該当する場合、応募を無効または失格とすることがあります。

- (1) 提出期限を過ぎた場合
- (2) 必要書類が未提出または重大な記載漏れがある場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 同一法人が複数提案に関与していた場合
- (5) 審査・協議段階で辞退を申し出た場合

13. 公正性確保・秘密保持

本公募型プロポーザルの実施にあたり、次のとおり公正性および秘密保持の確保に努めます。

(1) 公平性・公正性の確保

- ① 審査は市が設置する選定委員会により、公平・公正かつ透明性をもって実施します。
- ② 委員は、利益相反となる可能性のある応募者との関係がないことを確認し、関係が判明した場合は審査に関与しません。

(2) 審査の守秘義務

- ① 委員は、審査過程で知り得た提案内容その他秘密情報を第三者に漏洩しません。
- ② 審査終了後も同様とします。

(3) 秘密保持の取扱い

- ① 提出された提案書・資料は、本事業の審査・検討の目的以外に使用しません。
- ② 提案内容に含まれる機密情報について、応募者が事前に「秘密情報」と明示した部分は、市が適切に管理します。ただし、法令に基づく開示請求等があった場合を除きます。

(4) 審査結果の公表

- ① 最優秀提案者の名称および選定理由の概要は、市ホームページ等で公表します。
- ② 各提案の詳細評価内容・委員個別の評価は公表しません。
- ③ 最優秀提案者および次点（優先交渉権者）の応募資料については、その一部を市ホームページ等で

公表する可能性があります。その他の応募者の提案書・資料については、原則として公表しません。

- ④ 提案書に関する著作権は応募者に帰属しますが、市は審査・選定および公表に必要な範囲で無償かつ非独占的に使用できるものとします。なお、応募者が事前に秘密情報として指定した部分については、公表の対象としません。

14. 提出・問合せ先

恵庭市 経済部 花と緑・観光課（担当：小井（こい）、北島（きたじま））

〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地

TEL：0123-33-3131（内線 2521）

FAX：0123-33-3137

e-mail：・

15. 参考資料一覧

本プロポーザルに関する参考資料は以下の通りです。

表 参考資料一覧

資料番号	資料名	備考
別添資料 1	実施設計図・竣工図	
別添資料 1-1	【実施設計図】平成 21 年度（仮称）西島松北交流公園造成工事	
別添資料 1-2	【竣工図】平成 23 年度 西島松北交流公園新築工事の内 建築工事その 1	
別添資料 1-3	【竣工図】平成 23 年度 西島松北交流公園新築工事の内 建築工事その 2	
別添資料 1-4	【竣工図】平成 23 年度 西島松北交流公園新築工事の内 建築工事その 3	
別添資料 1-5	【竣工図】平成 23 年度 西島松北交流公園新築工事の内 電気設備工事	
別添資料 1-6	【竣工図】平成 23 年度 西島松北交流公園新築工事の内 機械設備工事	
別添資料 1-7	【竣工図】平成 24 年度 ルルマップ自然公園ふれらんどシェルター新築工事	
別添資料 1-8	【竣工図】平成 24 年度 西島松北交流公園シェルター新築工事	
別添資料 2	過去 10 年間の施設利用実績	
別添資料 3	関連計画資料	
別添資料 3-1	ルルマップ自然公園ふれらんど基本構想	
別添資料 3-2	ルルマップ自然公園ふれらんど整備方針	
別添資料 3-3	第 5 期恵庭市総合計画前期基本計画<概要版>	
別添資料 3-4	第 5 期恵庭市総合計画後期基本計画<概要版>	
別添資料 3-5	第 2 期恵庭市観光振興計画	

16. 様式集（案）

本プロポーザルにおいて使用する様式は以下のとおりです。必要に応じて様式の補足資料や記入例を添付する場合があります。

表 様式一覧

番号	様式名	備考
様式第 1 号	参加申込書	代表者印必須
様式第 2 号	誓約書（暴力団関係者）	法令遵守の確認
様式第 3 号	市税納付状況確認に係る同意書	市への確認同意
様式第 4 号	応募者の概要書	法人または構成員の基本情報記載
様式第 5 号	提案概要書（表紙・目次）	自由様式の提案書冒頭に添付
様式第 6 号	提案書作成ガイド（推奨）	

様式第 1 号

参 加 申 込 書

提出日：令和 年 月 日

恵庭市長 様

下記のとおり、ルルマップ自然公園ふれらんど整備・運営事業の公募型プロポーザルへの参加を申し込みます。

法人名（団体名）

代表者氏名・役職名

所在地

電話番号・FAX 番号

e-mail

担当者氏名・連絡先

上記のとおり申し込みます。

法人名（団体名）：

代表者氏名（自署）：

印

※登記事項証明書（写）を添付してください。

様式第 2 号

誓 約 書

令和 年 月 日

恵庭市長 様

下記のとおり恵庭市が実施する「ルルマップ自然公園ふれらんど整備・運営事業」の公募型プロポーザルに参加するにあたり、次の事項を誓約いたします。

- 1 当法人（団体）は、恵庭市暴力団排除条例（平成 23 年恵庭市条例第 6 号）に定める暴力団、暴力団員等、暴力団密接関係者に該当しないこと。
- 2 公募型プロポーザルへの参加以降、暴力団関係者と一切の関係を持たないこと。
- 3 上記に違反した場合は、契約の解除等、貴市の決定に従うこと。

応募者

法人名（団体名）：

代表者氏名（自署）：

住所：

電話番号：

印

様式第 3 号

市税納付状況確認に係る同意書

令和 年 月 日

恵庭市長 様

下記のとおり、ルルマップ自然公園ふれらんど整備・運営事業に係る公募型プロポーザルへの参加にあたり、市税等の納付状況について、貴市が必要な調査を行うことに同意いたします。

応募者

法人名（団体名）

所在地

代表者氏名（自署）

電話番号

e-mail

※市税等に未納がある場合、応募資格を喪失する可能性があります。

様式第 4 号

応募者の概要書

本様式は、応募者または共同企業体構成員の基本情報を確認するために提出いただく書類です。必要事項を漏れなく記載してください。

法人名（団体名）

代表者氏名・役職名

設立年月日

所在地

電話番号・FAX 番号

e-mail

【担当者情報】

氏名・所属部署・役職名

連絡先電話番号

e-mail

※共同企業体の場合は、全構成員分をそれぞれ提出してください。

様式第 5 号

提案概要書（表紙・目次）

この様式は提案書の冒頭に添付してください。

提案書表紙

事業名

応募者名（法人名または共同企業体名）

代表者氏名・役職名

提出日

提出先

様式第 6 号

提案書作成ガイド（推奨）

本ガイドは、提案書の記載統一性および審査の公平性を確保するための目安を示すものです。提案内容の独自性・創意工夫を妨げるものではありませんが、構成、ページ数、フォーマットについてはできる限り遵守するよう努めてください。

提案書目次例

項目	内容	ページ数目安
表紙	事業名、応募者名、提出日	1 ページ
目次	項目名とページ番号	1 ページ
1. 事業実施方針・全体概要	位置づけ、目的、基本方針、ターゲット等	2 ページ程度
2. 整備計画	ゾーニング、整備内容、施設概要、動線、景観配慮	5～6 ページ程度
3. 管理・運営体制	実施体制、維持管理、品質管理、緊急対応	2 ページ程度
4. 広報・誘客戦略	広報媒体、イベント企画、地域連携	2 ページ程度
5. 収支・資金計画	概算事業費、資金調達、収支シミュレーション	2 ページ程度
6. 工程表・スケジュール	工程表、段階整備の計画	2 ページ程度
7. その他特記事項	創意工夫、独自提案、地域貢献等	1～2 ページ程度 (任意)

○フォーマット・レイアウト例

- ・用紙サイズ：A4 縦
- ・文字サイズ：本文 10.5pt 以上、見出し 12pt 以上
- ・余白：上下 25mm、左右 20mm
- ・ページ番号：全ページ右下に連番
- ・図表・写真：必要に応じ適宜挿入（注記・出典を明記してください。）

○提出形式

- ・紙媒体：正本 1 部、副本 9 部（計 10 部）
- ・電子媒体：PDF 形式で保存した USB メモリー 1 本

○記載上の注意

- ・ページ数の目安は合計 20 ページ程度（図表含む）。
- ・構成順序を原則として本ガイドに従うこと。
- ・提案内容がわかりやすく簡潔になるよう工夫すること。
- ・過剰な装飾、過度のページ数・冗長な説明は避けること。

**ルルマップ自然公園ふれらんど整備・運営事業
事業者募集要項**

(公募型プロポーザル)

恵庭市 経済部 花と緑・観光課

〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地

TEL : 0123-33-3131 (内線 2521)

FAX : 0123-33-3137

e-mail : hanatomidori@city.eniwa.hokkaido.jp